保険注釈の一部訂正について

さて、 このたび、厚生労働省より通知された「事務連絡」(平成 20 年 5 月 30 日付)において、「平成 20 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」にて、保険注釈に訂正がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《訂正内容》

象保険 載区分	Œ	誤
16-5 90 点)	「5」のリンパ球幼若化検査(一連につき) は、Con-A 又は 、PHA <u>又は薬疹の被疑医</u> <u>薬品</u> によるものである。 なお、薬疹につい て実施する場合においても算定できる。	「5」のリンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A 又は PHA によるものである。 なお、薬疹について実施する場合において も算定できる。